

# 臓器提供の意思表示にご協力ください

新しい被保険者証(有効期限平成25年7月31日)の裏面に、臓器提供意思表示欄が設けられています。これは、臓器移植に関する啓発や知識を深めるためです。臓器移植とは、病気や事故により臓器が機能しなくなった方に他の方の健康な臓器を移植し、機能を回復させる医療です。臓器提供の意思表示は自分の意思で決めることができます。また、意思表示欄記入後も意思の変更ができます。臓器提供についてよく考え、家族と話し合い、意思表示欄の記入にご協力ください。なお、意思表示欄への記入は任意であり、義務付けるものではありません。

<b>注意事項</b> 保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ずこの証をその窓口で渡してください。	<b>◆自分の意思に合う番号を選択</b> 自分の意思に合う番号を1から3までの中から <b>ひとつ</b> 選んで○をしてください。
<b>備考</b> 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号をで囲んでください。	
1 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。 2 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。 3 私は、臓器を提供しません。 1又は2を選んだ方で、提供をしたくない臓器があれば、×をつけてください。	<b>◆提供したくない臓器の選択</b> 1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、その臓器に×をつけてください。なお、提供できる臓器は以下のとおりです。 脳死後：心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 心臓が停止した死後：腎臓・膵臓・眼球 <b>◆特記欄への記載について</b> 1又は2を選んだ方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供してもいい方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などと記入できます。 親族に優先して臓器提供をしたい方は、「親族優先」と記入できます。
【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】 〔特記欄：〕	
署名年月日： 年 月 日 本人署名(自筆)： _____ 家族署名(自筆)： _____	<b>◆本人署名・家族署名について</b> 本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してください。また、家族署名欄には、この意思表示欄の記入を知っている家族が、その確認のために署名してください(家族署名欄の署名がなくても意思表示は有効です)。

※臓器提供意思表示欄記入後に、「個人情報保護シール」をはり付けることにより、記入内容を他の人に知られないようにすることができます。このシールは被保険者証同封パンフレット「臓器提供の意思表示にご協力ください」に付いています。  
※記入する場合は、ボールペン等の消えないペンを使用してください。

## 前期高齢者(70～74歳)の方へのお知らせ

現在お持ちの「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限は7月31日までとなっております。平成23年中の所得によって自己負担割合を判定し、8月1日からご使用いただける新たな受給者証を有効期限までに郵送します。  
※現役並所得以外の方の自己負担割合は平成25年3月31日まで1割に据え置かれます。

## 「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「限度額適用認定証」について

国民健康保険の加入者で、住民税非課税世帯の人が入院した時、食事療養標準負担額や自己負担限度額が減額されます。  
また、70歳未満の国民健康保険加入者で、現在入院している方、または今後入院が決まっている方は、医療機関窓口で「限度額適用認定証」を提示することで、自己負担限度額までの支払いで済みますので、認定証の交付申請をしてください。

### ◎認定証の更新について

「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「限度額適用認定証」の有効期限は毎年7月31日です。自動更新ではありませんので、8月以降も引き続き認定証が必要な方は、更新の手続き(申請書の再提出)をしてください。

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課 ☎ 77-3614 由岐支所住民室 ☎ 78-2212